

文部科学省研究振興局の組織再編(基盤研究課の新設)について

平成23年4月

基盤研究課の業務

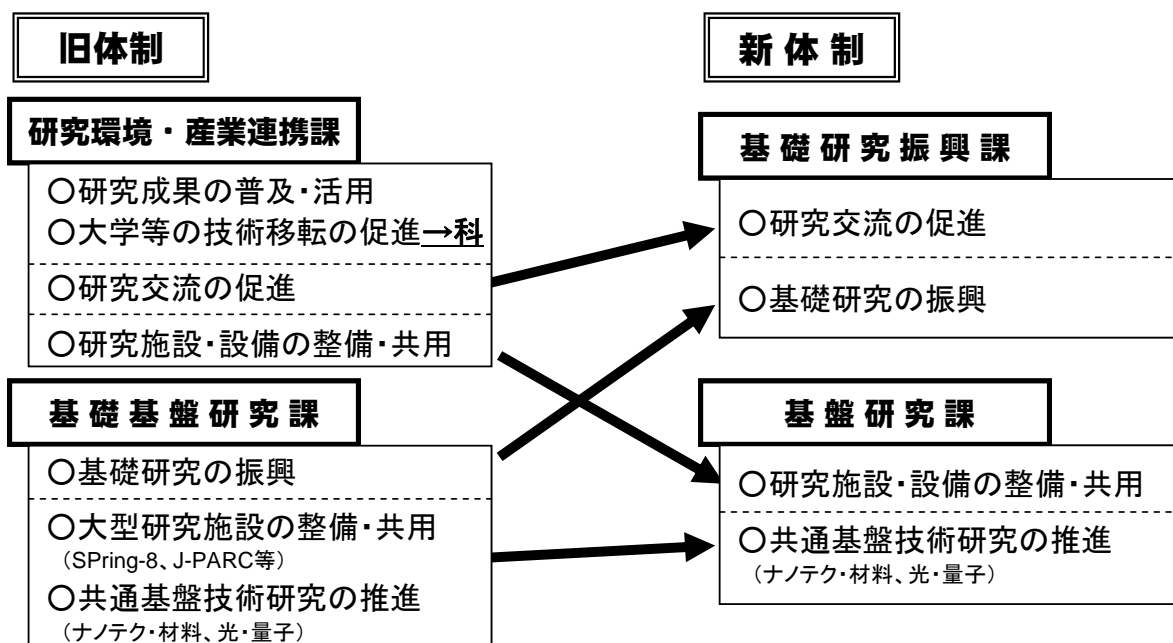
平成 23 年4月から、第4期科学技術基本計画に沿った政策の着実な実施等のため、科学技術・学術政策局及び研究振興局の体制を再編することとなった(別紙参照)。

基盤研究課は、今回の組織再編に伴い、「複数の領域に横断的に用いられる基盤的な技術(共通基盤技術)に関する研究開発や、広範かつ多様な分野の研究開発に活用される先端的な研究施設・設備の整備等、我が国の科学技術を支える基盤の整備等に関する事務を一体的に推進する」ことを目的として新設され、課の下に、ナノテクノロジー・材料開発推進室及び量子放射線研究推進室を置くこととされた。

このうち、本課においては、科学技術・学術審議会の下に新設された「先端研究基盤部会」を活用しつつ、これまで個々に開発・整備されてきた広範な科学技術分野に活用できる共通基盤技術や先端的な研究施設・設備について、科学技術全体を支える基盤という共通の概念の下で、特に、我が国の復興・発展への貢献、利用者の利便性向上等の観点から、施設・設備の運用・整備等の在り方、共通基盤技術の新たな研究開発に向けた検討など、我が国の科学技術イノベーションを支えるプラットフォームとしての包括的な推進方策の企画立案及び推進を行う。

ナノテクノロジー・材料開発推進室においては、共通基盤技術のうち、引き続き、ナノテクノロジー及び物質・材料科学技術に係る研究開発に関する事務を行う。

<参考>



(別 紙)

事 務 連 絡
平成 2 3 年 4 月 1 日

科学技術・学術政策局及び研究振興局の組織体制の見直しについて

文 部 科 学 省
科学技術・学術政策局
研 究 振 興 局

文部科学省では、平成 2 3 年度より、科学技術・学術政策局及び研究振興局の組織体制について、別添の通り見直しを行いましたのでお知らせします。

主な変更点は、以下の通りです。

○ 科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課の新設

科学技術・学術政策局に産業連携・地域支援課を新設し、研究振興局研究環境・産業連携課が所掌する産業連携の推進に関する事務と科学技術・学術政策局基盤政策課が所掌する地域科学技術の振興に関する事務を産業連携・地域支援課に移管。これに伴い、科学技術・学術戦略官（地域科学技術担当）及び研究環境・産業連携課を廃止。

○ 科学技術・学術戦略官（調整・システム改革担当）及び科学技術・学術戦略官（調査・評価担当）の新設

科学技術・学術政策局政策課に推進調整室（科学技術・学術戦略官（調整・システム改革担当）とする）を新設し、科学技術戦略推進費に関する事務等を実施。これに伴い、科学技術・学術戦略官（推進調整担当）を廃止。

また、同局政策課に調整・評価室（科学技術・学術戦略官（調査・評価担当）とする）を新設し、同局調査調整課が所掌する科学技術白書の作成に関する事務等及び同局計画官が所掌する研究開発評価一般に関する事務を移管。これに伴い、調査調整課を廃止すると共に、内外動向分析、統計に関する事務を計画官に移管。

○ 競争的資金調整室の移管

競争的資金調整室を科学技術・学術政策局調査調整課から研究振興局振興企画課に移管。

○ 研究振興局基礎研究振興課の新設及び基礎基盤研究課の基盤研究課への名称変更

研究振興局に基礎研究振興課を新設し、同局研究環境・産業連携課が所掌する研究環境の整備に関する事務等及び同局基礎基盤研究課が所掌する科学技術に関する基礎研究に関する事務等を一体的に実施するとともに、基礎基盤研究課の名称を基盤研究課とし、同課において我が国の科学技術を支える基盤整備等に関する事務を一体的に実施。